

感性と知的財産権 (2)

東京理科大学理学部第一部 教授
鈴木 公明

(前稿からのつづき)

実際のプロダクト、パッケージなどの立体物の新規な形状等のデザインの保護は、図4～6に示すようなものとなり、登録意匠と同一または類似するデザインについて登録から20年間(改正後は出願から25年間)、業として実施する権利を専有する。なお、図5に示す「スーパーカブ」のデザインは、1970年代に発生した意匠権侵害事件において約7.6億円の賠償額が認定されたことで知られている。

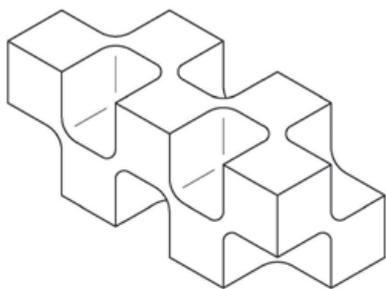


図4 意匠登録第1191186号



図5 意匠登録第146113号

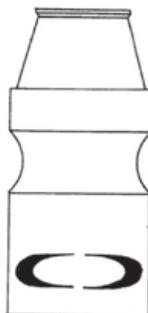


図6 意匠登録第409380号

4-1-3. 形状と意匠法における新しい保護の枠組み

前稿(「感性と知的財産権」特許懇No.293, p144-145)脱稿後に意匠法の改正法案が成立したため、追加的に改正後の意匠法における形状の保護の枠組みについて紹介する。

2019年の意匠法改正により、形状の保護の観点から注目すべき点は、以下のように①意匠の定義規定に建築物と画像が加えられたこと、②内装全体が統一的にデザインされている場合に保護対象となること、の2点であろう。

(定義等)

第二条 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合(以下「形状等」という。)、建築物(建築物の部分を含む。以下同じ。)の形状等又は画像(機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの)に限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。)であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

(内装の意匠)

第八条の二 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾(以下「内装」という。)を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美観を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

法改正の前提となっている審議会答申¹⁾では、建築物について「……現行意匠法の保護対象である「物品」(動産)に加え、「建築物」(不動産)を意匠の保護対象とすべきと考えられる」、画像について「……操作画像や表示画像については、画像が物品(又はこれと一体として用いられる物品)に記録・表示されているかどうかにかかわらず保護対象とすることが適当であると考えられる」、内装について「組物の意匠と同様、一意匠一出願の原則の例外として、家具や什器等の複数の物品等の組合せや配置、壁や床等の装飾等により構成される内装が、全体として統一的な美感を起こさせるような場合に限り、一意匠として意匠登録を認めることとし、その保護の拡充を図るべきである。」としている。

1) 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会(2019)「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」

なお、前稿で改正前の意匠法第二条においては「画像」のデザインが物品の「形状」と位置付けられているのか否か定かでない旨の指摘をしたが、改正後の第二条においては「物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（＝形状等）」、「建築物の形状等」および「画像」が並列関係として扱われているため、「画像」が物品の「形状」、「模様」または「色彩」のいずれかに該当するとは限らない、新しい概念として規定されている点に留意すべきであろう。

また、「組物の意匠」に係る第八条の「組物全体として統一があるときは」との規定ぶりが維持されているのに対し、「内装の意匠」に係る第八条の二においては「内装全体として統一的美観を起こさせるときは」と規定され、新たに「美観」の要素を加えているため、要件となる「統一」の性質が組物とは異なることとなるか否かについても留意が必要であろう。

いずれにせよ、これらの新しい保護の枠組みが、今後どのように運用されるかについて、意匠審査基準の改訂が待たれるところである。

4-2. 形状と特許権

新規な形状が技術的效果を発揮する場合には、請求項に記載された技術的範囲に基づき特許権により保護され得る（表1、図7）。

ただし、特許法による保護は、形状に基づく感性価値とは直接的に関係のない技術的な側面から評価された結果として得られるものである。

ここで、図4および図7に示した消しゴム「カドケン」の立体形状が、意匠権と特許権の双方により保護されている点は注目に値する。このように異なる法律が異なる保護法益のもとに同一の客体を保護す

【請求項1】複数の直方体又は立方体を組み合わせてそれぞれの立体が外方に突出した角を有する形状をなすとともに、前記直方体又は立方体の幅寸法、高さ寸法、奥行き寸法が全て全体の対応する寸法よりもそれぞれ小さい消しゴムであって、複数の直方体又は立方体を辺同士のみが互いに接するように配置しているとともに、接する辺の部分に接合部を設けて連続した形状にしていることを特徴とする消しゴム。

表1 特許第4304926号の請求項1

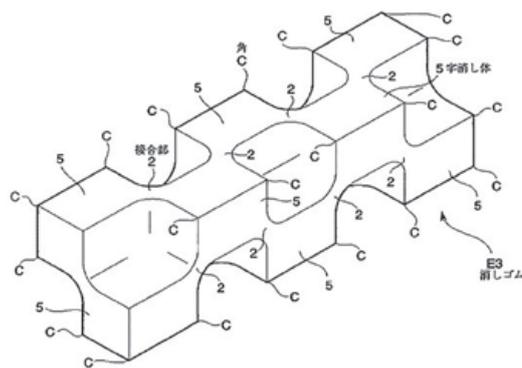


図7 特許第4304926号の図面

る点を利用すれば、単独の法律のみを用いる場合よりも効果的なマネジメントが可能となるからである。

4-3. 形状と不正競争防止法による行為規制

商品の形態は、投下資本の回収機会（市場投下から3年間）を確保する観点から、不正競争防止法により他人によるデッドコピー品の販売等が規制され得る（図8、9）。

なお、不正競争防止法は、商品の形態について「需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感……」である旨の定義規定を置いている。

つづく



図8 商品形態の例²⁾



図9 商品形態の例³⁾

2) 大阪地裁判決平成10.9.10「小熊タオルセット事件」

3) 大阪高裁判決平成18.4.19「ヌーブラ事件」